

## 福知山公立大学経営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、[公立大学法人福知山公立大学組織規程第8条第4項](#)に規定する福知山公立大学経営会議（以下「経営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の運営に関する重要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事会、経営審議会及び教育研究審議会に付議するもののうち重要な事項

(組織の構成)

第3条 経営会議は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 地域経営学部長
- (4) 情報学部長
- (5) 地域経営学科長
- (6) 医療福祉経営学科長
- (7) 情報学部長が指名した情報学部の教授 1人
- (8) 事務局長
- (9) 事務局次長
- (10) その他学長が必要と認めた者

(構成員の任期)

第4条 前条第1項第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(経営会議の開催)

第5条 経営会議は、原則として、毎月1回以上開催する。

(運営)

第6条 経営会議は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、経営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した構成員が、その職務を代理する。
- 4 経営会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(決議)

第7条 経営会議は、審議事項について採決を必要とするときは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を経営会議に出席させることができる。

(議事要旨)

第9条 経営会議は、議事要旨を作成し、保存するものとする。

(庶務)

第10条 経営会議の庶務は、総務企画・財務グループにおいて処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、必要に応じて学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。